

フィンランドにおける法教育

鈴木 啓文

フィンランドの教育制度

人口 約520万人 (日本 約1億2777万人)
国土 33万8千平方キロメートル (日本 約38万平方キロメートル)

教育における地方分権の徹底

教育課程 国会教育委員会は、教育課程の大枠を設定 細部は自治体にゆだねる
ヘルシンキ市(人口 約56万人) 各学校が教育課程を作成 市が認可
少人数教育 1クラス20名程度

フィンランドの法に関する教育

- 1 高校での選択授業
- 2 義務教育段階(中学まで)での「歴史」重視
- 3 影響を与える学習 「プロジェクト」「参画」
経緯
内容
- 4 社会科において教えられること
知識が中心
継続研修
- 5 教科書の内容
9学年(中学3年生段階)社会科教科書
31章 「裁判所」
参審制度 民事事件・刑事事件 裁判官 検察官 無罪推定 刑罰の種類
高等裁判所 最高裁判所
- 6 カリキュラムについては、国家教育委員会(National Bord of Education)で決める。

法に関する教育のとらえ方

義務教育レベル
7 - 13才 積極的な市民 市民として知っておかねばならないこと
デモクラシー 人権
自分の意見を表明すること
13 - 15才 法律について特別に扱ってはいない

高校レベル

高校の選択科目において
契約、家族、相続、消費者、不動産、金銭消費貸借、労働、刑事
などが扱われている。
内容はかなり現実的

参審制度について

1996年に参審制度を導入
自治体から推薦された参審員で構成。